

府中市移動等円滑化促進方針等推進協議会市民部会設置要領

令和5年9月11日

(趣旨)

第1 この要領は、府中市移動等円滑化促進方針等推進協議会市民部会を設置することについて、府中市附属機関の設置等に関する条例（平成27年3月府中市条例第1号）第7条及び府中市移動等円滑化促進方針等推進協議会規則（令和5年3月府中市規則第20号。以下「規則」という。）第5条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2 部会の名称は、府中市移動等円滑化促進方針等推進協議会市民部会（以下「市民部会」という。）とする。

(所掌事項)

第3 市民部会は、次に定める事項について、調査審議するものとする。

- (1) 府中市移動等円滑化促進方針等推進協議会（以下「協議会」という。）への諮問事項に関し、必要な市民意見の集約に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、協議会の会長が必要と認めること。

(委員)

第4 市民部会の委員は、規則第5条第1項の規定に基づき、次に掲げる者のうちから、協議会の会長が指名する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉関係団体の推薦する者
- (3) 子育て関係団体の推薦する者
- (4) 教育関係団体の推薦する者
- (5) 商工関係団体の推薦する者
- (6) 公募による市民

(部会長)

第5 市民部会の部会長は、規則第5条第2項の規定に基づき、第4第1号に掲げる者から、協議会の会長が指名する。

(雑則)

第6 この要領に定めるもののほか市民部会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この要領は、令和5年9月11日から施行する。